

ちによつて「原子戦争」の企てが行われていきます。全世界の幸福を願う多くの人々の「反対」の叫びの中で悪の道へと準備は着々と進められているのです。毎日それは貧し、苦しみの多い生活ではありますが、世の中が平和でさえあれば、戦争さえ起らなければ、いづれ私達の手で少しづつでも豊かな生活が築かれて行くのではないのでしょうか。

戦時中のさまざまな苦しみ、それは筆舌で言いつくせるものではありません。当時の食糧事情を思い浮べただけでも、それは明らかです。

夫を息子たちをそして恋人を再び帰らぬ姿としたくはありません。どんな事があるうとも戦争には反対しましょう。

またそれを一番強く叫ぶことの出来るのは私たち日本人です。何故なら世界ではじめて日本に原爆がおとされ何十万と言う尊い人命をうばわれればかりか、十年経つた今、原爆症にかかつて亡くなつたり、苦しんでいる人たちがいるではありませんか。

この広島、長崎のむごたらしい被害は、こゝだけで終る事なく、昭和二十九年三月「ビキニ」で行なわれた、アメリカの水爆実験による魚や野菜まで及ぼしたさまざまな悪影響等……これ程私達の生活はおびやかされているのです。日本をはじめ全世界の良心

ある人達によつて「原水爆使用禁止」の署名運動は更に進んで、「原子戦争反対」の署名運動となつて行なわれています。私達家庭の幸せを希う皆の力を一つにまとめて、平和をみだす悪の力にたちむかつて行こうではありませんか。正しい事を愛するものこそ勝のだ!! と云う事に確信を持ちましょう。

特に主婦の立場から又、母親としての立場から、そして職場婦人等女性の立場から、強く戦争反対を繰り返して強く叫びましょう。

278

#### 全国の御母様方

長い間の戦争も済みやつと平和が訪れようと致している時、又ニヨキニヨキ春の木の芽の様に出て来た再軍備論……この問題の如何が皆様はお考えではないか、他人事ではありません。身近なわれわれの自身の問題と 생각합니다。過去をふり返り幼き日の恐ろしき数々の想出、あの戦災を受けた方、又、肉親を戦線へ送つた者なれば誰が言わなくてもこの問題は兼々考へる事と思ひます。

御母様方よ、此れより先二度と昭和二十年前の様な事が起らぬ様、皆様と共に良く考へ又、自身が考へた事を相談の出来る様な良き集い又は、通信でも自由の出来る良き友達が沢山出来る機会の巡り合へる事を望んでいます。戦争の為の満足の勉強の出来る

中からみれば子供が大きく育つ事の学力の不足いたしている事の自覚致して一人恥しく悩んでいます。此の問題は私自身と致しまして大きな問題であります。安心致して幼き子等を預ける事の出来る託児所があれば一生懸命働らきその何分の一かは勉学の方の時間なり、経済などに廻す事が出来るのではないかと思う。子供と共に勉強致しているお母さん、良き導きを教へて下さい。そして我々母親がきつと向上し前進する事と努力致しましょう。代表で世界母親大会に出席される方々私達の希望を大きく取入れて下さる。

138 働きたい、働かねば生きていけない母親が今の社会にはどんなにしている事でしょう。その足手まといになるのが小さな子供等です。

安心して小さな子供等をあづける事の出来る施設が沢山出来たら、働く母親にとつて本当に切なる願いです。そして子供等もいつもいつも母親にまわりついてわがままにならず、集団生活の中で良いしつけが出来ていつたらと思います。

39 一つの間にか平々凡々に過ぎ去つた四十年の年月、苦しかつた事、悲しかつた事、つらかつた事、のいく分なりとも我が子に味わあせたくない親心、幸にしてやりたいと願いながら我が儘な子

供を見る時これでもいいのかしら、早くから苦しい思いを体験させた方がかえつて子の幸福になるのではないかと切りつめた家計のやりくり、家庭の雑用に追われながら明け暮れている私、でも必死になつて食わんがために働いている未亡人の様な人達から見れば未だ未だ甘い考えなのではないでしょうか？

お母さんだと、威張る何ほどの自信ある自分ではないけれど子供が自分に素直に協力してくれ、話し合い手になつてくれるなら、それ以上を望む気持は何も無い。健康で……それは何よりの心からの願ひである。

29 このほど横須賀に在住する私達朝鮮の若い嫁さん達は、自分達の方で主婦の友会を作り上げました。それは皆な家庭において、古い家族制度の風習や、朝鮮人でありながら、朝鮮の文字と言葉を知らないためであります。それは今まで日本の帝国主義者共が私が祖国の文字をうばつたためであります。現在私達は一挙兩得の方法を取つてます。それは、自分自身がおぼえて又、子供達に教える事です。今まで知らなかつた祖国の歴史と地理を何により早く勉強致しており家庭内において日常朝鮮語を一生懸命に使用しております。悲しいことには、私達の中にこの会に出たくても出られない人が多数おります。それは前にものべましたように古

い家族制度のためであります。女は、家庭の仕事さえ良くやれば文字とか、勉強をしなくて良いという小事です。

皆さん、この苦しみは長年女でなくてはわからないことです。世界の婦人達が力を合せて平和と婦人の地位のために戦いました。

2 けれどその時私の脳裏をかすめたのは、今日ラジオで聞いた濃縮ウラン受入れのニュースでした。アメリカは絶対に条件付ではないといっているけれど大丈夫かしら、私の胸の中は不安でいっぱいになった。今私等一家には不幸な事は何ひとつ数えられないけれど国として考える時、この幸福を一瞬にして吹き飛ばしてしまおう原爆戦争です。かつて吉田首相は国民に何も相談せずに安保条約やM S A協定を結んでしま以後で国民がいくら後悔してもおつかない様に日本国中に基地は作られアメリカの支配のもとに戦争への準備は着々と進められた。今度この濃縮ウランが受入れられて原子戦争が始つたら、もう日本の国は一瞬にして消えてしまおう。あの世へ送られてから後悔してもおつかないと思う。今日この日私の誕生日を一番有意義にするために、日本母親大会、世界母親大会えのために何ひとつ取柄のない頭の悪いこの自分が少しでもお役に立つ仕事の一端を受持たして貰えた事を何より子供へのプ

レゼントとしたいと考えました。

261 戦争中は世界屈指の軍港都市横須賀に生れ、又横須賀に育ち教育を終えて私は戦争と云う事につづくくと嫌悪を起します。その横須賀は戦後否アメリカの原爆長崎広島に投下し日本の姿が変ると一諸に軍港地横須賀もアメリカ海軍基地に変わりました。何が変つたでしょう。昔の工廠はアメリカに使用されその中に働く労働者は米軍管下による法にしばられ何時各人の生活権を失うかビクビクして働いております。現在では横須賀の大部分の人が働いている富士モーターが三千有余名の首切りが始まり一万余名の家族達及商店達がどうしよう、協力して首切反対に動いております。何しろ米軍がいてはあの大きな施設を持つ横須賀を何時になつたら平和産業に切換へ楽しい明るい労働者の街にしたいものです。平和産業に切換へた施設は幾らかありますが、直接産業にひびくのはツメのアカ程です。海軍日本一の造船施設を貸与する気もなく米軍一人じめです。一日も早く租界地の様な横須賀を一日も早く明るい住みよい労働者の街にして下さい。

346 毎日の食物をもうすこしやすくしてもらいたい。  
100 戦争反対、正直者は馬鹿を見る世の中をなくせ。

新聞やラジオで基地拡張を報じる時、私は病床にいて、田舎にあづけてある二人の子供の事を想い浮べる。これから大きくなる子供に母親として教育する事も出来ずその子供をどんな風に愛えてしまいか解らない。基地も減るどころかどんどん増えてゆく有様では私は落付いて療養など出来ません。朝に夕に頭の上を飛行機はとび、こんど、もし、戦争でも起れば頼みの綱である主人を始め、子供、私達すべてが生命をうばわれ、幸福をうばわれてしまふのだと思うとどうしても、私達の力で二度と戦争の起らない国になる様になりたいと思います。

(一) 私たちはほんとうに一日も早く朝鮮が平和になるのを、一日も早く待ち遠しいです。だから早く朝鮮を平和にして下さる。

(二) どうしてアメ公が日本の国、又朝鮮の国に来てよけいなことをやるのか、原爆を落したり、海には魚はとれず、原爆のまぐろを日本中をあらしたりする。ひきようなアメ公です。だから早くアメ公を自分の国へ帰れ。

(三) どうして日本の国で朝鮮人は働かせないのだ。日本人はどんな国でも行つても働かられると思います。私達も今年卒業したばかりで、なにも、どこへも働かないでお手伝いしてこまつて

います。どうして朝鮮人は工業や会社に働かせて下さい。朝鮮人は日本人と同じ人ですからお願いします。

私は朝鮮人を主人として男子三人女子一人の人妻です。結婚して十二年になり現在まで生活の基礎が出来ずに親子共に苦勞しており、主人は外国の人で就職が出来ずにいろいろな事をして生活しておりますが、現在の社会ではつねに生活におびやかされて居り又、子供の教育について思う様に成らず困っております。

早く平和な人間生活が出来る様に願うと共に私も朝鮮語を習つています。早く安心して生活出来る様に願います。

- 一 就職につきたいこと
- 一 子供の為にもつと健全な遊びを
- 一 平和な生活が出来ること

「子供たちにもつと健全な遊びを」  
先日の事でした。私の生れ故郷から久し振りに母が訪ねてまいりました。可愛い孫の顔がみたいと言つてわざわざ来たのでした。

喜びのうちに母をむかえました。しかしそれも母の第一声で私の心を曇らせてしまつたのです。何故つて、母はこう言つたのです。

「横須賀の子供たちは、子供らしきというものがないね。この辺に限らず、今の子等は……やはりこれも大人のいかがわしい映画や、特殊婦人の影響かね」と。

その通りなのです。一言もありませんでした。子供の話していること歌っている歌をきいて下さい。本当に恐くなります。私達主婦は、只それをきづかつているばかりで、何の運動も出来ません。

若い青年婦人のみなさん。子供たちのために明るい、子供のうたを、映画を持って来て下さい。

321

ソ同盟、新中国の託児所ノ

小さい子を持つ母として何と羨しい事でしょう。塩をなめてもまだ足りず一日一食の日が月に五、六日僅かな収入を少しでもと内職の手も子守を兼ねたは思うにまかせず、色々と学びたい気持ちも流れに生えた草のように常に生活の波に打流されてしまします。

このような私と似た生活を送つていらつしやる方が日本中に何人いられることでしょうか。

託児所が欲しい。

一つ一つのこだまが大きなかだまとなつてかえりますよう母親大

会に一人の母として切実な希いをお伝へいたします。

死ねるものなら死んでしまいたい。

178

ここ一兩日で扶助も使い果し無一文です。お金があつて休んでいるのだからと云つている人もいるようですが、歯をくいしばつて、休んでいる次第です。

お父さんも「死ねるものなら一そう死んでしまいたい」といつているので心細くなつてしまいます。近所の人が秋までもてばいいといつていますが、お父さんはあと二、三年生きると寂しそうに笑つています。市内病院にかかつていましたが、医療保護では良い注射も打つてもらへず、おまけに寝具がないので入院できなかつたため身体が衰弱し近頃では心配ことが多いので食欲もなくなつてしましました。私はお父さんが子供のために思つてくれれば栄養をとるために多い時は三百円(一日)もかけて来ましたが、今ではそれどころではありません。私も無理がたたつて、神経痛がおきて痛み、お父さんの布団がわを縫う(六尺)のに三時間もかかつた有様です。民生課へ頼みに行こうと思つても「又来たか」と、言う顔をされると思うと行かれませんか。これから先三人の子供を抱えてどうしたらいいのか真暗闇です。海にでもとび込んでしまいたい位です。

2 今日六月二日私の誕生日、午後は母親大会の横須賀として代表を徳永さんに御出席願へるか、どうかを菊地女史と一諸にお願

いに行く約束があるので、朝からお夕食のおすしと、よせ物の果物の這入ったゼリーを作るため材料を仕入れたり、煮たり、焼いたり、ゆでたり、それは目が廻りそうな忙しき、ようやくすつかり仕度が出来上り、私はお膳の上にもう盛付けるばかりのおすしとゼリーを形にはめて大急ぎで出かけた。幸に徳永女史は代表として出席する事を引受けて下さった。私は私として小さな使命を一つだけ果せた事に大きな喜びを感じながら家に帰り食卓に付いて今日は主人も外の仕事を全部やめて私のために早く帰ってきてくれたが御土産に果物とカステラ、家中そろつて「お母さん、お目出度うございます」の祝詞を浴びてうれしさに、「有難う」の声もふるえてしまう。楽しい食事が終つて末つ子の典佳は「お母ちゃんのお祝だから、僕は歌とおゆうぎをやるよ」と。言つて、「海は広いな 大きな 月は上るし 日がしずむ」と。あまり上手ではないが一生懸命におどつてくれた。おどり終ると、みんなしてうまいうまいとぱちぱち手をたたく……

75 (一) 私達母親は一番心配になるのは、思春期の子供をどうみち

びくかと云うことです。今はあまりにもエロ本が多い事です。それでなくても、久里浜、野比海岸などになまなましい現状を時として見ることもあるのに、どうか、そお云う方面を是非取りしまつて頂きたいと思ひます。

(二) 私達母親はPTAの会に出たくても出られない事です。そもそもPTAの会とか総会だとか、何の会だかわかりません。着物や洋服の展覧会のようにです。私達は着物がないので行かれません。私達もんべの上にかつばうぎでも着て一寸出られるようなPTAの会に改革をお願い致します。

(三) 私の家は屋根が悪いため、雨がふるとねてもいられません。其のたびに子供達にいやな思ひをさせなくてはなりません。何んとかならないでしょうか。

(四) この世界母親大会へ多くの母親のなやみをうつたへ、母親のなやみをかいつしていただき世界母親大会の成功を心からお祈り致します。

(五) 貧乏でも義務教育だけは出来るような世の中を作る事をのぞむ。今の制度ではとても義務教育もむずかしい。

76 (一) 私の家のまわりに空地がない為、子供達が田へ入つたり、畠で遊んだり着物や洋服をよごしてのんびりあそべません。少

しても子供達の遊び場がほしい。

(二) 私の子供は学校でクツだとか上ばきを何でも学校でなくしてこまります。何とか先生にきをつけて頂く事は出来ませんでしょうか。

(三) 私は子供二人、六年と一年と通学しております。昼間働いている関係でPTAの会にも出席出来ません。何とかしてPTAの会にも出たいと思います。何とか良い智慧をおかし下さい。

(四) 私は久里浜の自由労働者です。子供二人の母親として一番なやんで居る事は再び原子戦争を準備していることです。私は絶対に原子戦争準備に反対です。平和を守りぬきましょう。

(五) 私は母親として横須賀の余りにもパンパンの多い事になやんでいます。しゅういのかんきようで、おさない女の子が、青少年によつて、たたかれるというむごたらしい事件が次から次へとおこつて来ます。一日も早く、ちつじよある世の中に、たのしすみよい所にした。

この表紙のうらに出ております様な趣旨のもとに「こだま」が作られました。この編集に対する御意見御感想等をお寄せ下さい。この「こだま」には私たちの日常生活が赤裸々に記されています。引き続き「こだま」第二集を発行致したいと思っておりますので、みなさんが

日々感じておられる事などをどしどし投稿して下さい。

〔注〕用語文意等に不明な個所があるが原資料にしたがった。

(広田重道氏藏)

## 二九 第一回横浜母親大会記録

誓いのことば

昨年の第五回日本母親大会横浜報告会以後、新安保条約批准阻止の国民運動はかつてない長期の統一行動によつておしすゝめられ、去る五月二十日未明の衆院強行単独裁決により国民の怒りは極度に燃えひろがり、あらゆる階層の人達が破壊された民主主義をとり戻そうと一斉に立ち上りました。六月十五日そのたゞかいの渦中女子学生の尊い生命が失われました。又多くの人達が傷つきました。平和を願う私たち母親は、余りに大きいこの犠牲に悲しみと怒りの心で一ぱいです。

第一回横浜母親大会は、このような不安と混乱の真只中に準備され、開かれました。私たちの可愛いゝ息子や娘達の生命をつゝがなく守り育てたいと願う横浜の母親は本日こゝに集り、このきびしい情勢のなかで、どのようにしたらこの母親の願いが実現出来るだろうかと、身近かな問題を持ちより話し合いの場を持ちました。

分科会から全体会を通していろいろの提案を討議し、先生方の助言

や講演等により、つぎのことがはつきりわかりました。

- 一 平和を乱すものは何であるか
  - 一 生命を阻むものは何であるか
  - 一 母親に重荷を負わせているものは何であるか
- ということです。

之等の一つ一つの障害を取り除くためには次のことを実行して行きましょう。

- 一 一人が一人の仲間をつくり、小さなグループから大きなグループに育て、横浜中の母親、世界中の母親と、手をつないで、いかなければならないことです
- 一 この話し合いが本日一日で終るのでなく、明日への行動の新しい出発点でなければなりません
- 一 この行動なしには、生命を守り育てるといふ願ひもすべてむなしくなること

などのことを確かめました。

私達横浜の母親は、これ等願ひの実現のために横浜母親の連帯の決意をもつて本日の話し合いの決論をすみやかに実行にうつすことを、こゝに誓います

昭和三十五年七月三日

### 開会のことば

第一回横浜母親大会

西区 林 嘉代

家庭でお働きのおかあ様方

職場でお働きのおかあ様方

今日はじめて横浜市内全区の皆様とこうしてお逢いする事ができましてほんとにうれしく思います。

おそろしい原爆の惨害を最後にして終つたあの第二次世界大戦で一番多くの被害を受けたのは母親であり子どもたちでした。

この時、

『二度と戦争をしてはならない。子どもたちに再びこのような不幸を与えてはならない。そのために社会的にしいたげられたおかあさんたち、貧しい婦人たちと手をとり合つて進みましょう。』

と、世界民婦連会長コットン婦人のよびかけに始つたのが世界母親大会でした。世界中のおかあさんたちが手を握り合うことが出来れば戦争はこの世の中からなくなるでしょうと私たちは信じています。

横浜でも私たち母親のなやみや喜びを語り合う母親大会を開きたいと切実にのぞむおかあさんたちの一人一人の大変な努力が集まつて



今日此処にこんなにも立派に第一回横浜母親大会が開けることになりまして、皆様と共に喜びにたえません。

私たちは毎日にくらしの中でいろいろのことを考えいろんな願いをもつています。殊にこの頃のように日本の歴史始つて以来という安保条約に対する国民の批判がはげしく起つているとき、安保条約が戦争への下ごしらえだときいて私たち母親はじつとしていられない気持ちにかりたてられます。けれどもひとりて考えだまつていたのでは、その願いは声になりません。声に出さなければその願いは人には聞えません。そして一人の声よりも大勢の声こそ大きく強く世論となつて世の中を動かす力となつてゆくでしょう。

生命を生み出す母親は生命を育て守ることをのぞみます

という尊いスローガンのもとに集まつたこの母親大会こそ、平和と豊かな生活をのぞむ私たちの声の一つを集める場所なのです。皆様と御一緒に私たちのこの願いをたしかめ合つてこれからの時間をほんとうに、実のり多いものといたしましょう。

これをもちまして開会のことばにかえさせて頂きます。

#### 経過報告

今から五年前に、第一回日本母親大会が東京で開かれました。同じ年にスイスのローザンヌで世界母親大会が開催され、日本から

も、河崎ナツ先生を団長とする、十一人のお母さんが代表に選ばれました。その中に横浜の全日自労の菅原絹枝さんが神奈川県代表として参加することになりました。

その当時は、原水爆の実験が盛んに行われ空気は放射能に汚染され、軍備はどんどん拡張され、なんとなく生命の危険を感じ、世界中のお母さんがちつとしていられなくなつていたときでした。

菅原さんは、ローザンヌから帰られ、世界中のお母さんが手をつなぎ生命の危険を取り除き、平和のために立ちあがりますしようと訴えてまわりました。菅原さんは自分の住んでいる横浜のおかあさんたちが先づ一つにならなければと考えられ、第四回の日本母親大会へ出席された横浜のおかあさんに呼びかけました。呼びかけによつて集まつたおかあさんたちはさつそく準備会をつくり、二回程集りをもつて昨年の第五回の日本母親大会には横浜母親連絡会(仮名)の旗のもとに参加できるようになりました。

三十四年九月、日本母親大会の感激を横浜のおかあさんたちに報告いたしましたように、と、紅葉坂の婦人会館で報告会を持ちました。

この報告会を機会に、横浜母親連絡会、としてあらためて出発することになりました。

#### 1 役員、運営委員の選出。

- 2 月一回運営委員会を開き会の運営にあたること。
  - 3 地域で一人でも二人でも仲間をふやしていくこと。
  - 4 他団体に申入れをすること。
  - 5 他団体からの呼びかけに対しては、母親として協力する必要があるものは一しよにやる。
- 等のことを決めました。
- 今日まで

- 1 保育所設置の運動。
- 2 主婦の生活を圧迫する物価値上りに反対する運動。
- 3 子供の生命に不安を与えるものに反対していく運動。
- 4 職場の婦人や地域の母親との結びつきをつめよる運動。
- 5 北鮮に帰るおかあさんたちとの話し合いや送別会。
- 6 教育の問題や平和に関する映画会の催。

以上のような仕事をして参りました。

今年の四月からは今日の大会をめざして、ほんとうに子どもたちの幸せを願うおかあ様たちが、忙しい家庭の中から集つて来て、今回もの準備会を重ね、ない智慧をしぼり、小さい力をよせ集めて、今日この大会が開かれました。

『生命を生み出す母親は、生命を守り、生命を育てることを望み

ます』

誰も阻むことの出来ないこのスローガンの基に集つたおかあ様たちは、今日の大会で充分な話し合いを深め私たちの子どもたちの幸せのために大きく手をつないで参りましょう。地域にお帰りになりましたら御近所の皆様とは是非話し合いを持つて下さい。

では此の大会が開かれるまでには労組、各団体、個人の皆様方から力強い御支援を頂きましてありがとうございます。厚くお礼申し上げますと共に報告いたします。

横浜母親連絡会 尾和瀬梅子

(広田重道氏蔵)

〔注〕 横浜母親連絡会「第一回横浜母親大会記録集」(一九六〇年)より抜粋。

### 100 鎌倉の自然をまもる会の結成

「鎌倉の自然をまもる会」発足

純然たる市民運動として

「鎌倉の自然をまもる会」は別記のような趣意と経過と規約のもとに発足した。

役員の内訳も、一応のとり定めであり、目下同志の勧誘中であるが、発会式と第一回の催しを次のように行います。とくに、愛読者

の皆さんのご参加をお待ちいたします。

日時 十一月十日(土)二時より五時まで

会場 清泉学院講堂(二階堂)

会費 無料

発会式

記念講演

「自然だけが知っている」 横浜国大教授本会会長 酒井 恒氏

映画鑑賞

一 「尾瀬」(※学習研究社作・カラーフィルム)

二 「カニの生活」(東映作品・酒井恒博士監修・カラーフィルム)

懇談会

懇談会

鎌倉の自然をまもる会 趣意書

季節と共に、うの花がまっ白に散りこぼれ、まんじゆしやげがまっかに道ばたをいろどり、からすうりがゆらゆら風に揺れ、あるいはわ鳥がさえずり、虫が鳴き競う——わたしたち鎌倉市民の身近には、四季の花や鳥の色や音が実に豊かです。心をやわらげてくれる古寺名社の庭園や樹林もいたる所にあります。どの家に座っていて

も、耳を澄ませば、潮騒か山風の音かが届いてきます。澄んだ空気とおだやかな気温とやさしい人のいたわりとが、長い年月をかけて、わたしたちにこの豊かな自然と共に住む楽しみを残してくれました。

しかし、近ごろ、このだいいな自然がわたしたちから目立って遠のいていこうとしています。鎌倉のいのちが衰えるのでしょうか。わたしたちは、わたしたちの手で、鎌倉のいのちをよみがえらせたいと思います。わたしたちの自然を、今以上に乏しくしてはならないと思います。鎌倉にそだつ一本の山の樹、一むらの草花、一羽の野鳥にも、いたわりの手をさしのべましょう。世と共に移り変わる鎌倉のすがたの中で、鎌倉のいのち、自然と親しみだけは、わたしたちがしっかりとまもろうではありませんか。

「鎌倉の自然をまもる会」は、このような同じ志、同じ愛を抱く市民の結集であり、市民運動です。この愛すべき美しい自然をまもり、且つ育てるものは無垢の市民意識以外にないというのがわたしたちの信条なのです。

幸いに「鎌倉市民社」の幹旋が実を結び、横浜国立大学教授陣やその他専門家の積極的な参加をえ、会長にも酒井恒博士の就任をみるなど、ここにその性格にふさわしい体制が整いました。

できるだけ大ぜいの参加をえたいとおもいます。

昭和三十七年十月

### 101 風致特別保護地区 自然擁護の共同見解

(鎌倉市民社「月刊鎌倉市民三十四号」(昭和三十七年)鎌倉市民社蔵)

鎌倉の自然をまもる会 規約要領

一 事務所は当分鎌倉市民社内におく

一 事業は講演会、映写会、実地研究調査、出版等

一 正会員は月額百円の会費を醸出する、賛助会員は一口年額千円以上醸出する

一 役員は会長一名、評議員若干名、幹事若干名

同 役員名(敬称略)

会長—酒井 恒

評議員(五十音順・十月十五日現在決定の分、いづれ会員中より増員される予定) — 田辺操、原実、榎山泰一、横山邦雄

幹事—内田大、岡田泰明、斉藤実、柴田敏隆、神保均、寺島浩

一、永海秋三、藤木久次郎、見上敬三

会員募集要領

一 会員募集いたします。ご希望の方は所定の申込書(本社にあります)に一か月分の会費を添えてお届け下さい。

二 催物には会員外の方も臨時に参加できる場合がありますが、その場合は実費をいただきます。

風致を守る — 情報第五号—

凡 例

1—この欄は本誌が主要課題として追究しつつある「鎌倉の風致を守る」ための情報を常設的に特集するために設けられる。

2—この欄では鎌倉風致保存連盟は「連盟」と、財団法人鎌倉風致保存会は「法人」と略称する。

3—「連盟」は鎌倉の風致を守るため鎌倉市民のみならず全国の同志の自発的な結果であり運動である。

「法人」は同じ目的をもつて問題を公的に処理する鎌倉市の外廓機関である。

風地特別保護地区について連盟と自然をまもる会の共同意見発表  
風致保存に関する世論に対処する市の施策の一つとして、かねて現在の風致地区内に特別保護地区を設けることが考慮されていたが、最近できた市の原案は都市計画審議会の諮問に付され、同審議会はこの原案についてさらに、文化財専門委員会、法人、連盟、鎌倉の

自然をまもる会等の意見を求めたので、連盟としては自然をまもる会と合同検討の結果、次のような共同意見を具申するとともに一般にも発表した。

(註) 鎌倉市の風致地区は全市域の約五五% $\parallel$ 六五〇万坪でこれは京都、奈良ともに僅か一四%であるのに比べて異例ともいふべき広さをもつが、その地区は全部普通地区で、規則に定められている特別保護地区、普通地区、維持地区の区別がない。普通地区指定が何ら風致保護の効果を發揮していないことは周知のとおりであり、そこで今度特別保護地区を設け、その効果をあげようというのが当局のねらいのようであるが、もともとこの格づけは建坪率が特別二〇%、普通四〇%、維持(その状況に応じてそれ以下)の差であつて、山並みが崩され樹林が伐られること自体が問題になる鎌倉独特の風致には意味をなさない—この規則がザル法といわれる理由の大きな一つ—ものである。しかし、従来よりは一つの進歩であるといふ考慮に基き、より強力な法制化が実現するまでこの方法によることとし慎重検討の結果、全風致地区が特別保護地区たるべきものであるとの結論に達した。

なお、連盟は、原案に対して提出された各団体の意見とともに、さらに慎重に論議さるべきことを当局に申出ている。

意見

- 一 元来鎌倉は現在風致地区に指定されている全域が特別保護地区たるべきものである。
- 二 従来風致保護行政は、法規の不備と相俟つて、ほとんどその実績をあげていない。
- 三 特別保護地区の設定によつて、ややその効果をあげることが期待されるが、ただ特別保護地区が、原案の程度に、しかも点々と、指定された場合、残りの大部分の普通地区を従来のように破壊に任せる限りは、風致が分断され、ほとんど意味なきものとなるおそれが十分である。一例をあげれば、円覚寺と建長寺のそれぞれの周辺は特別保護地区に指定されながら、その間の明月院周辺が残されることによつて、また東慶寺が指定され隣接の浄智寺が指定されぬことによつて、山ノ内一帯の独特の風致環境は、あるいは一変することなきを保し難い。明月谷一帯に大団地現出のとき、円覚寺、建長寺それぞれの環境がいかに浅薄のものとなるかは想像に難くない。
- 四 さらにこのさい特別に考慮すべきことは、風致地区の重要度の格づけは主として建坪率の差異であるが、元々鎌倉の風致破壊が問題になるのは、建坪率以前の現形破壊そのものにあるので、

破壊したあとにあらためて二〇%あるいは四〇%の建坪率が守られても、それは意味をなさないということである。

歴史と自然が相俟つて醸し出す鎌倉の風致は、ブルドーザーによる破壊のあとをいかに美化しようと返らぬ美しきをもつているところに問題がある。その意味で、風致地区内の土地造成には、まず絶対にブルドーザーを使用せしめぬくらいの行政措置がなされるべきである。

五 現在私有権の補償規定がないことが、風致地区規則をザル法たらしめている最大の原因であるが、ほかに文化財保護法による史跡指定があり、その適用対象は異なるが、鎌倉の場合はこれがダブル面が多いので、補償規定のある同法の援用にも積極的に意を用うべきであろう。また近く制定される「古都における歴史的風土保存に関する法律」はさらに包括的強力な補償規定をもつので、その早急な発効が期待される。しかし、風致地区規則は風致地区規則で、現在の時代おくれと弱点の是正が真剣に考えらるべきであるとともに、行政面でも一段と慎重且つ積極的な運用がはかられるべきであろう。

六 行政の観点から、ザル法ながら、現在では鎌倉の風致地区は全域特別保護地区に指定することを原則として、原案をあらためて

検討すべきである。それは新法律が制定され「歴史的風土」が指定される場合の大きな参考ともなるであろう。

#### 連盟風致行政確立について要望

連盟は、釈迦堂の宅造工事が端なくも風致行政の根本的欠陥を暴露したものとみて、県知事並びに市長宛次の要望書を提出した。

さいきん、浄明寺釈迦堂谷にある貴重なやぐら群調査のため現地に赴いた鎌倉市国宝館員が偶然に発見した宅地造成工事からまる暴挙は、その暴挙に対する法的行政的処分以前の問題として現在の風致行政上の根本的欠陥の一つの典型を暴露したものと考えられますので、この機会に、県当局並びに市当局におかれては今後次にあげる諸点について、格段のご配慮あるよう、とくに要望いたします。

一 釈迦堂谷の宅造(約千八百坪)は、昨年八幡宮裏山の宅造反対運動の行われていた最中すなわち七月八日申請十月二十四日許可になつたもので、後者が、市民の反対のため市も当初の「宅造支障なし」という県宛意見進達を「支障あり」と訂正し、県もついに当初の計画を大幅に縮小して許可するという異例の措置をとらざるをえなかつたのに対し、前者は市民の反対もなく、市の意見進達も「支障なし」であり、県も申請どおり許可したという事実

は、この種の申請は市民の反対がなければ全て申請どおり許可さ

れていることを示しているようにおもわれます。かくては、風致政策について行政当局に何ら積極的な方針がないということになり、著しく行政の威信を傷けることになるとおもわれますので、このさい、早急に、県・市一本となつてその確立のため努力されるよう要望いたします。

二 同申請には申請者自ら「切土・盛土には人力を用いる」ことを条件とし、鎌倉市長の意見進達にもそのことを条件としているにかかわらず、工事者は岩石の破碎には爆薬を用い、切土・盛土にはブルドーザー二台を使用しております。このことは明かに行政当局の監督不十分であることを示しております。また、許可にさいし、文化財を発見した場合は速かに届けであることを条件とし、申請者もまたそれに従ふことの念書を提出しながら、それを守らなかつたのみならず、やぐらを破壊し墓石人骨等を埋め去つた、その違約に対する厳格な処分もさることながら、それを監視しなかつた行政上の責任も軽視できません。

このさい、かかる風致地区内の造成工事は、県・市密接な連絡の下に、絶えず監督指導できるよう機構人事の整備を要望いたします。

三 市教育委員会所管の文化財専門委員会は、文化財のほか、風

致上の問題についての市の諮問機関であり、風致地区内の造成工事申請についてはつねに同委員会の意見が徴せられるのでありますが、それは形式的にすぎないうらみがあります。例えば、ある造成申請についての諮問に対して同委員会が現場視察を要請されるのは、その工事の下工作が行われ、風致がすでに半ば破壊され、飯場等の施設が設けられてからというのが通例であります。従つて同委員会の申請も消極的なものになり、当局としてもこれを単に形式的参考的なものとして扱う傾向があるようにおもわれます。

県・市両当局は、風致政策が一大強化を迫られているこのさい、とくにこの種の関係専門委員制度を重要視し、実質的に積極的に活用されるよう要望いたします。

四 三に関連して、鎌倉の風致は自然と歴史と一体になつて醸しだす独得のものであるという事実を則し、風致行政は風致地区規則の適用に限定せず、文化財保護法の適用を表裏一体のものとし、行政面でもとくに密接不可分の運用をはかられるよう要望いたします。

以 上

(鎌倉市民社「月刊鎌倉市民六十六号」(昭和四十年)鎌倉市民社蔵)

### 三〇三 神奈川自然保護連盟の結成

神奈川自然保護連盟いよいよ発足

予報の神奈川自然保護連盟の発会式、記念講演、レセプションは、予定どおり、新年明けの去る一月十五日一時より、鎌倉市鎌倉彫会館で各地より約百七十名参加して行われた。

司会は辻堂南部の環境を守る会の安藤元雄氏、開会の挨拶（湘南の自然を守る会の氏家文弥氏）、会長挨拶（会長関屋悌蔵氏病中のため鎌倉風致保存団体協議会副議長和田金五郎氏メツセージ代読）、経過報告（同じく副議長・本連盟事務局長原美氏）、来賓祝辞（鎌倉三日会顧問沢田節蔵氏、横須賀市教育委員長上原虎雄氏、神奈川県自然保護協会会長李家孝氏、ほかメツセージとして歴史的風土審議会会長堀木謙三氏、日本観光協会会長平山孝氏（代読丹沢自然保護協会会長中村芳男氏）、祝電として県知事津田文吾氏、衆議院議員平林剛氏、県議会議員甘利正氏、同栗原藤次氏、閉会の辞逗子自然保護連絡協議会会長中沢清志氏、五分休憩後記念講演は、日本自然保護協会役員井上万寿蔵氏の「日本人の自然観・その他」、予定の横浜国大教官宮脇昭氏急用のため、鎌倉の自然をまもる会の安田三郎氏の自作スライドによる鎌倉の問題点の解説と同会長酒井恒氏の自作ス

ライドによる最近の外国の自然の解説に代えて約二時間、ついでレセプションに移り、おかれて来場した山本鎌倉市長、藤沢在住読売新聞顧問の松尾邦之助氏を主賓にこれは約七十名参加して盛大に行われた。

なお、当連盟は二月半ばころようやく本格的な活動を開始する予定であるが、その前提として各団体当面の問題とその要点を一括整理して印刷物にし、その扱いについて連盟の立場からあらためて検討する。

散在ケ池周辺保全問題国会へ

鎌倉風致保存団体協議会の散在ケ池周辺緑地保全に関する県議会に對するはたらきかけが、宅造許可承認必至とみられた建設常任委員会の審議をついに再び継続に持ちこんだことは、すでに前号で報ぜられたが、一方国会に對しては、ひろく県出身国會議員に超党派的に呼びかけて、それぞれの紹介をもつて衆参両院に請願する努力をつづけすでに、自民の小泉純也氏紹介のものは十二月臨時国会で採択され、その他議員紹介のものも順調に手続きが進んでいる。

なお風致問題が国会で審議の対象になる足場がつくられたことは初のケースで、協議会としてはこのさい新発足県連盟の協力もえて、あらためて大々的なキャンペーンの展開を計画中である。



このことについて、この問題の当の責任者である原実氏は、「こままでくれば、これは単に一散在ヶ池周辺や鎌倉だけの問題でなく、これをモデルとして日本の政治行政における自然や文化財保護政策の根本的欠陥を大きくクローズアップして、問題意識をうえつけることを目標にしてたかう。なおそのための一環として、差詰め、鎌倉でわれわれが当面している諸問題、例えば、散在ヶ池周辺、和賀江島、西ヶ谷、十二所、明月谷のマンション、扇ヶ谷山内を貫く道路等を一括して、その特殊な問題を指摘することによつて、けつきよくは政治行政上の欠陥の共通点を明かにして、ひろく訴えてゆきたいとおもう」といつている。

(鎌倉市民社「月刊鎌倉市民一〇八号」(昭和四十四年)鎌倉市民社蔵)

# 解説



## 一 政治・行政編2の「戦後」の 構成をめぐって

この巻は、すでに刊行されている『神奈川県史資料編11近代現代1』、すなわち政治・行政編1の続編として、昭和七(一九三二)年から昭和四十五(一九七〇)年前後にかけての神奈川県下の政治行政領域の関係資料を収録している。資料の編集方針やその具体化にかんしては、前巻の解説の「総論政治行政編の資料編集方法」で、作業経過もふくめてかなり立ち入ってふれておいたし、今回も基本的には前回の方法を踏襲しているのであらためて説明をくわえる必要はないが、この巻で三分の二以上の分量をしめる第二次大戦後の、いわゆる戦後のとりあつかいにかたについては、あらためてすこし弁明しておかなければならない。というのは、戦後にかぎっていえば、本来、近代現代の社会編が対象としている県民の生活と生産・労働をめぐる諸問題と運動等々の資料を、社会編にかわって、この巻で背負いこむことにしたからである。どう

してそうなったのか。理由はごく簡単で、「社会編」がとりあつかった資料の時期 範囲が第二次大戦期で下限の線をひかざるをえなかつたからである。したがって、わたしたちは、こと戦後については、前回の「資料編集方法」で明示しておいた六系列の資料の範囲を拡大し、「政治行政編1」で伏線ないしは付随的に配慮をくわえておいただけにとどめておいた社会諸事象にまつわる資料を、できるだけ広い分野から可能なかぎり収録することにした。

そこで、まずこの巻の資料の構成について説明しておくことにしたい。目次をみてもあきらかなように、資料は、全体として、一応、時系列の流れを考慮しながら、内容上三つの編成をとることにした。いま、その枠(編・章)を列記すると、(1)昭和準戦時 戦時——国民更生 経済更生運動、戦争体制の組織 (2)昭和 戦後(一)——政治改革、地方行政改革 (3)昭和 戦後(二)——労働 社会状態、社会運動という組み立てかたにおちついた。この枠組設定を導きだすまでには、とりわけ第二次大戦後の戦後政治行政と社会諸現象を切り結びな

がらどう統一的に位置づけていくべきか、また、歴史的―段階論的視角からだけでなく、現状分析の視点を加味して戦後神奈川の政治社会の像を資料で語らせるには、どんな資料をどう配置したらよいかという観点を重視してきた。

しかし、作業の過程で、収集した膨大な資料を選択し組み合わせていくなかで、仮説ともいえるべき当初の資料構成プランはたえずぬりかえられ、ある意味では試行錯誤にも似た経過をたどらざるをえなかったのは、いつわりのないところである。だいいち、膨大な資料といっても、問題によってはいままのところ資料は皆無という分野があるし、ある場合には枝葉末節にも等しい、二次的、三次的な断片的な資料だけが山ほど集まるといったぐあいの領域もある。また、資料の所在も、とくに公文書にかんしては、県・市・町・村ともども、昭和二十年代の文書の保存状態はすこぶる悪いし、廃棄された文書はおびただしい数にのぼり、さらに、戦後行政改革のせいもあって、第二次大戦前のような国―県―(郡)―市町村という行政系列にそって内容的にも統一された公文書の相互補完

的な利用のしかたは不可能となり、町村役場文書で県の動きを補填できない場合が多い。また、公職経験者、団体役員等、個人の記録、日記類もいちじるしく乏しくなる。その意味で、この巻で収録することのできた加藤木保次(元横須賀市助役) 布沢宏一(元横浜終戦連絡委員会勤務)、広田重道(元県原水協事務局長、相澤栄久、原実(鎌倉市民社)の諸氏の所有資料は希有の例であり、貴重である。とにかく、これまでのべてきたような理由から、資料で戦後の像を再構成していくとなると、仮説は、たえず資料の制約を受け、修正をよぎなくされるはめにおちいる。

ちなみに、さきにとりあげた目次構成の枠組を、第三次案(昭和五十・六・十四)とつき合せてみても、大きく変わってきている。第一編は別として、第二編、第三編は第三次案では、(2)戦後―戦後改革、地方行政制度、社会運動、労働行政(3)「現代」―地域開発、高度成長政策、社会運動の転換と地方行政、公害行政、というふうになっていた。このうち、章として「地域開発 高度成長政策」がスッポリ抜けたのは、

この課題を「産業経済編」にゆだねたからであるが、結果として、第二編に関連する事項では、戦時行政組織の解体、地方事務所の統廃合問題、警察署警備関係、賠償引当、県復興委員会、公職追放、知事公選等の諸問題が欠落し、第三編に相当する論点としては、勤務評定、安保をめぐる問題や反対運動、政治団体の動き、さらには社会福祉施設、環境衛生行政、公衆衛生行政等の問題にふれることができなくなってしまう。もっとも、なかには、横浜の戦災と敗戦後の接收等々にかんしては、『横浜の空襲と戦災 接收復興編』に収録されることばかりしているので、分業と協業システムの名をかりて、この巻では意識的に切り落したものもある。

したがって、わたしたちが、ここに編み出した目次編成と枠組は、もちろん万全なものとは考えていない。諸々の制約のもとでの限界をみきわめたいうえでの構成である。この点を断っておいて、資料の組み立てかたについてすこしふれておくことにしよう。

わたしたちは、前巻の場合と同じように、ここでも局面の

切りかたを元号でおこなっているが、主眼はもちろんそこにあるわけではない。また、三編の構成をとっているが、実は、一五年戦争の時期と敗戦を境とする戦後の世界の二つの局面で資料を分類し、神奈川の地域をとおして戦中・戦後の政治・社会の動態をえぐりだすことを主目的にすえている。

この点をもうすこし説明しておく、第一に、戦時期間がどのように形づくられ、戦時下の地方体制がどう展開していったか、また、どんなふうに戦時体制が崩れていかざるをえなかったか、そのへんに意をくばって資料を組んでみた。だから、わたしたちは、昭和二十(一九四五)年八月十五日の敗戦を分水嶺として戦前と戦後を機械的に分けてはいない。戦時体制の崩壊のきざしのあらわれかたをなによりも戦時下の行政の内側からとらえると同時に、あわせて崩壊から再生への芽が地域からどうあらわれているか、を資料をつうじて問題にしようとした。したがって、いわゆる「八・一五」をこの巻の資料構成の大きな山場にすえてはいるが、そこを境に機械的に戦前戦後を区分けしているわけではない。むしろ、わ

たしたちは、敗戦とその処理ならびに戦後改革の動きが、地域と県民の複雑な経験と反応をつうじてどう立ちあらわれているかという課題と合せ考えて、近代日本の落ち込みとしての戦中と現代日本のきっかけともいえるべき戦後にかけての連続性と断絶性をあらためて検討する手がかりを提供しようと考えてきた。そのうえで、第二編と第三編で、現代日本が抱えている戦後改革の実態とその動きを基軸とする諸問題が、日本の「先進」的地帯の一つと目される神奈川の地域でどのようにあらわれているかを、立体的に跡づけてみようとしたのである。その意味で、第二編と第三編は、相互に資料をつき合せて統一的に把握してもらいたいと思う。以下、この巻の諸資料をひもといていくさいに参考になるような見地から各論の解説をおこなっていききたい。

## 二 昭和準戦時 戦時

国民更生 経済更生運動の展開 昭和四（一九二九）年か

ら翌五年にかけて深刻さを増していく昭和恐慌のなかで、県知事山県治郎は、「質実剛健」と「勤儉力行」の風を社会の底辺から培養すべきことを強調し、公私経済緊縮運動の推進とあいまって、県民の自力更生の行手を指し示していた。

神奈川県としてみれば、関東大震災で経済的、財政的に大きな痛手をこうむったその負傷が癒えぬままに金融恐慌に巻きこまれて民力の疲弊が、他県に増して累積し、その渦中で大恐慌に直面しただけに、県知事は、浜口民政党内閣の「財政緊縮」「産業合理化」の政策にみあう線上に立って深刻なおももちで、自力更生を訴えなければならなかった。と同時に、県下の町村長会の運動も活発をきわめ、地方自治体を媒介にして社会の再編成をはかっていったのである。この間の経緯の一端にかんする動きは、前巻に収録してある諸資料から証明することができる。そして、こうした動きこそは、実は、政党政治という名の体制を再編成するという国家改造に呼応していく傾向を示めていた。それは、あきらかに西欧化による「當利主義売買主義」としての日本資本主義がも

たらしめた「地方を無視しての中央計画」を巻き返し「自自治」「自主自救」をよみがえらそうとする権藤成卿の『自治民政理』の主張と一脈あいつうするものがある。

事実、恐慌下の社会情勢は、一方では、政局の中枢にいた原田熊雄流にいえば「陸軍のクーデター」としての意味をもつ一五年戦争の皮切りとなった満州事変を後立てに、桜会を中心とする皇道派青年将校、民間国家主義団体の国家改造運動が台頭し、血生まぐさいクーデター計画やテロリズムがくりかえされ、他方では恐慌の過程で労働者のなかからは失業者が輩出し、農家負債額はつりのりにつり、労働争議、小作争議が増大していく傾向にあった。この二つの側からの体制の突き上げが打ち続くなかで社会混乱の輪は拡がり、その合間を縫って無気力な「エロ・グロ」の風潮もまた渦巻いていた。こうした情勢下で、もっとも深刻な問題は、都市と農村を結ぶ民衆の窮乏状態であったことはいうまでもない。

たとえば、県下では昭和五年の失業者数は約一万八〇〇〇人で、全国で第三位であったという。この数字は、おそらく

内務省社会局の失業者推定数約三一万五〇〇〇人の数値の二環で、当時この数値が批判され実際には約一〇倍と推定されていただけに、実際の数はぐんと高くなる。が、ともかく失業者が溢ふれ都市の下層社会に沈没していくか、さもなければ郡部に還流していった。そして、農村では、恐慌による繭価の大暴落で、県下の全農家の四〇パーセントを占める約三万戸の養蚕農家は現金収入の道を断たれ、農家の負債総額は、約六五〇〇万円に達し、これを農家一戸当りに手直しすると八三五円という額にのぼっていた。この数値は、関東地方で見ると茨城、群馬のそれよりもはるかに高い。

このような実情にあったからこそ、木戸幸一がその『日記』にしたためていたように、昭和七年のあの五・一五事件は「一の社会問題」のあらわれであり、事件のよって立つ理由は奥ぶかいところにあった。その後、この荒廃し悲惨な状態にある農村救済が大きな課題となった。五・一五事件で犬養毅内閣に代って政権を担当した斎藤実内閣の農相後藤文夫は、この年の十月、農山漁村経済更生運動を打ち出した。この運



動の目的は、農山漁村の病弊の現状にてらして、「其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ図リ以テ民心ノ安定ヲ策シ進ンデ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務」であるという点に置かれていた。この農林省訓令にもとづいて、運動は、ひとまず不況克服を前提として農村中堅人物の養成、産業組合の拡充、負債整理を三点骨子として形づくられていた。

その計画の具体的内容は、資料「農山漁村経済更生計画樹立に関する件通牒」にあきらかなように、農山漁民の自覚をうながし、「隣保共助共同融和ノ精神」と「自奮更生ノ熱意」をもって農山漁村の経済の整備改善を、それぞれの地域の特殊事情を考慮して、具体化することにあつた。そのために、県から市町村にかけて、更生計画を立て、運動を指導する機関としてそれぞれ更生委員会が設置され、事業内容が明示されていたことは、いくつかの収録資料からもうかがうことができよう。そこで、注目しなければならないのは、「神奈川県市町村更生委員会規程」をみてもあきらかなように、更生運動がくりひろげられていくなかで、経済更生、市町村

財政の再建、公私生活の改善という内容にくわえて、産業全般にわたる組織的統制計画にかんする調査立案、更生運動指導者講習会の開催等々、国民のあらゆる階層に自主的に運動にたずさわることを喚起している点である。

その意味合いにおいて、わたしたちは、農山漁村経済更生運動は、もう一つ大きく国民更生運動としてとらえなおさなければならぬと、考えた。それは、まさに資料「神奈川県国民更生運動実施計画要綱」が伝えているように、中国東北部（満州）への膨脹と国内改造運動の視座で、「愛国的熱情ト信念」を県民にかきたて、統制経済と国民統合を強め、結果として戦時体制を整えていく方向をたどっていった。この点は、昭和九年から十一年度にかけての町村長会における県知事の訓示要旨のなかにも、明確にあらわれている。また、資料「神奈川県農山漁村経済更生計画再検討の方針」にも示されているように、戦時体制下にはいつていくと、その実施項目も修正増補され、更生運動の組織体である産業組合―部落実行組合―家の関連制度のなかで、生産力の維持拡充、「勤